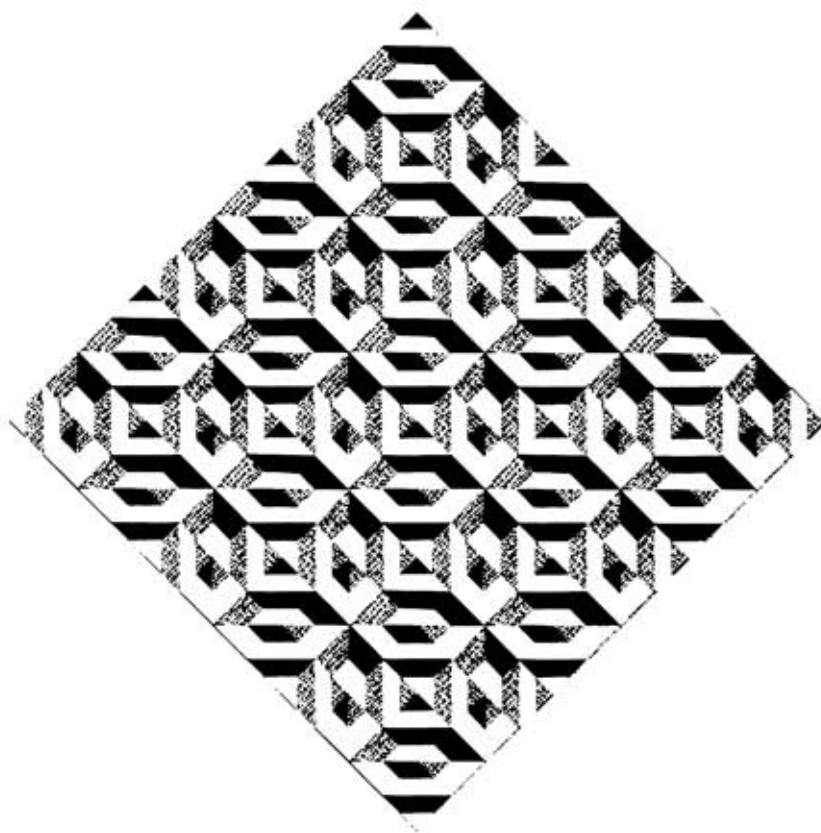




社団法人 日本複写権センターの概要



社団法人 日本複写権センター

社団法人 日本複写権センター 使用料規程

第1節 総則

- 1 この規程は、社団法人日本複写権センターが管理する著作物の使用料を定めることを目的とする。
- 2 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。
 - (1) 「複写」とは、出版物の紙面からの複写複製又は、その複製物からの複写複製をいう。
 - (2) 「譲渡」とは、前号の「複写」に伴う複製物の公衆への譲渡をいう。
 - (3) 「ファクシミリ送信」とは、出版物の紙面又はその複製物のファクシミリによる公衆送信及び送信先の受信装置でのプリントアウトをいう。
 - (4) 「出版物の小部分」とは、出版物全体の30%又は60頁のいずれか少ない方を超えないことをいう。
 - (5) 「少部数」とは、20部以内をいう。
- 3 本センターが、その管理の委任を受けた著作物については、次の区分に応じ、その使用料を定める。
 - (1) 著作物の頒布を目的としない複写
 - (2) 著作物の頒布を目的とした複写及び譲渡
 - (3) 著作物のファクシミリ送信

第2節 著作物の頒布を目的としない複写

- (1) 複写の対象は、同一目的で使用するために行われる一連の複写行為による複写が出版物の小部分、少部数の範囲である。
- (2) 契約方式
利用者は、以下のいずれかの方式により許諾契約を締結することができる。
 - ① 個別許諾契約 複写等を行う都度、センターから許諾を得、使用料を支払う方式。
 - ② 包括許諾契約 1年間の複写を包括的に許諾する方式で、次の3方式がある。
 - ア 実額方式 利用者が出版物の複写等の全記録を取り、一定期間ごとにセンターに報告し、複写量に基づいて使用料を支払う方式。
 - イ 定額調査方式 センターが利用者と協議してサンプル調査を行い、その結果に基づき利用者とセンターが協議して年間推計複写使用量を決定し推計複写量に基づいて使用料を算出する方式。
 - ウ 簡易方式 下記の4方式から利用者の複写実態に合わせて一つを利用者が選択することができる。
 - a 利用者が合理的根拠に基づく複写実態調査により自主申告する推定複写量による年間使用料額の決定方式。
 - b 全コピー機台数に基づく年間使用料額の決定方式。
 - c 全従業員数に基づく年間使用料額の決定方式。
 - d 全従業員数と全コピー機台数に基づく年間使用料額の決定方式。
- (3) 使用料
 - ① 個別許諾方式使用料＝2円×複写される出版物の頁数×複写部数
 - ② 包括許諾契約
 - ア 実額方式
報告対象期間の使用料＝2円×報告対象期間の複写量
 - イ 定額調査方式
年間使用料＝2円×年間推計複写量
 - ウ 簡易方式
以下の4つの計算方法の中から一つを利用者が選択し使用料を算出する。
 - (ア) 年間使用料＝2円×年間推計複写量
 - (イ) 年間使用料＝5000円×全コピー機台数
 - (ウ) 年間使用料＝40円×全従業員数
 - (エ) 年間使用料＝(20円×全従業員数)＋(全コピー機台数×2000円)ただし、利用者が、研究費対売上高比が5%以上の企業の場合、(ウ)の40円は48円、(エ)の20円は24円とし、研究費対売上高比が1%未満の企業の場合、(ウ)の40円は32円、(エ)の20円は16円とする。

第3節 著作物の頒布を目的とした複写及び譲渡

- (1) 複写の対象は、同一目的で使用するために行われる一連の複写行為による複写が出版物の小部分、少部数の範囲である。
- (2) 契約方式
利用者は、個別許諾契約又は包括許諾契約のいずれかの方式により許諾契約を締結することができる。
- (3) 使用料
 - ① 個別許諾契約
複写の使用料は、複写物の譲渡の対価の10%又は2円のいずれか高い方×複写される出版物の頁数×複写部数とする。
複写物の譲渡の対価とは、利用者が受け取るコピー料単価をいい、会費、契約基本料、交通費、資料収集費等は含まない。
 - ② 包括許諾契約
報告対象期間の使用料は、報告対象期間内に複写された出版物ごとに、上記①により算出した使用料を合計した金額とする。

第4節 著作物のファクシミリ送信

- (1) ファクシミリ送信の対象は、同一目的で使用するために行われる一連の行為が出版物の小部分、少部数の範囲である。
- (2) 契約方式
利用者は、個別許諾契約又は包括許諾契約のいずれかの方式により許諾契約を締結することができる。
- (3) 使用料
 - ① 個別許諾契約ファクシミリ送信の使用料は、ファクシミリ送信の対価の10%又は2円×ファクシミリ送信される出版物の頁数×送信先数のいずれか高い額とする。
 - ② 包括許諾契約
報告対象期間の使用料は、報告対象期間内に送信された出版物ごとに、上記①により算出した使用料を合計した額とする。

第5節 その他

著作物の性質、利用目的など特別の事情により第2節から第4節に定める使用料の額を適用しがたい場合は、利用者と協議の上、第2節から第4節に定める使用料の額を減額して定めることができるものとする。

附 則

この使用料規程は、平成14年4月1日から実施する。

●著作物の複写利用

著作物の複写（コピー）は、著作権法で定められた例外を除き、著作権者の許諾を得て行う必要があります。しかし、個々の著作権者の連絡先を調べ許諾を得ることは容易ではありません。

そこで、コピーに関する権利を集中的に管理し、利用者が簡易な手続きで著作物のコピーを適法に行うことができるような、著作権の集中処理のしくみが必要になりました。

著作 権 法	第21条	著作権者は、その著作物を複製する権利を専有する。
	第63条	著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。
	〔参考〕第2条1項15号 複製 印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に複製すること（以下略）	

著作権法には、第30条～第50条に著作権を制限する規定があり、著作権者の許諾を得なくとも著作物を利用できる場合を定めています。個人的又は家庭内の利用（30条）、一定の条件と範囲での図書館等から利用者へのコピーの提供（31条）や、教育機関での授業目的の利用（35条）等が典型的な例です。これらの制限規定の範囲を超える利用は、許諾を得ずに行えば違法なものとなります。

●日本複写権センターの設立

複写機器の普及にともない、「わが国にもコピーに関する著作権処理を一括して行う機関を誕生させたい」との声が内外から寄せられました。日本複写権センター（以下、「センター」という）は、こうした要請に応じるものとして、著作者・学著協・出版者の計12団体によって平成3年に設立され、平成10年には文部大臣から社団法人の許可を受け、また平成13年11月14日著作権等管理事業法に基づき著作権等管理事業者として登録され、平成14年3月7日指定著作権等管理事業者に指定されました。

著作権のある出版物等からコピーをしようとする場合、コピーの対象となる出版物等の著作権者を探し、その許諾を得て対価を支払って行う必要がありました。

こうした煩わしい手間や手続きを解消し、利用者の便に供するとともに、法律を遵守し著作権者の権利を保護する機関としてセンターは設立されました。

＜センターの設立までの経緯＞

1976（昭和51）年	文化庁 著作権審議会第4小委員会 報告書
1984（昭和59）年	著作権の集中的処理に関する調査研究協力者会議 報告書
1985（昭和60）年から5回にわたる	著作権法改正時に衆・参両議院における付帯決議

いずれも、コピーに関する著作権の集中的処理を行う必要があることを述べています。

1990（平成2）年	日米科学技術協定に基づくタスクフォース合同会議
同	世界複製権機構（IFRRO）の総会決議
同	国際出版連合（IPA）会長から日本政府宛、書簡

いずれも、わが国の集中処理機構の早期設立を要請しています。

●センターのしごと

- 1 センターは、広く著作権者から複写等に関する権利行使の委託を受け、それを管理し、
- 2 利用者との間に、複写利用許諾契約を締結し、複写使用料を受領し、
- 3 受領した使用料を権利委託者に分配します。

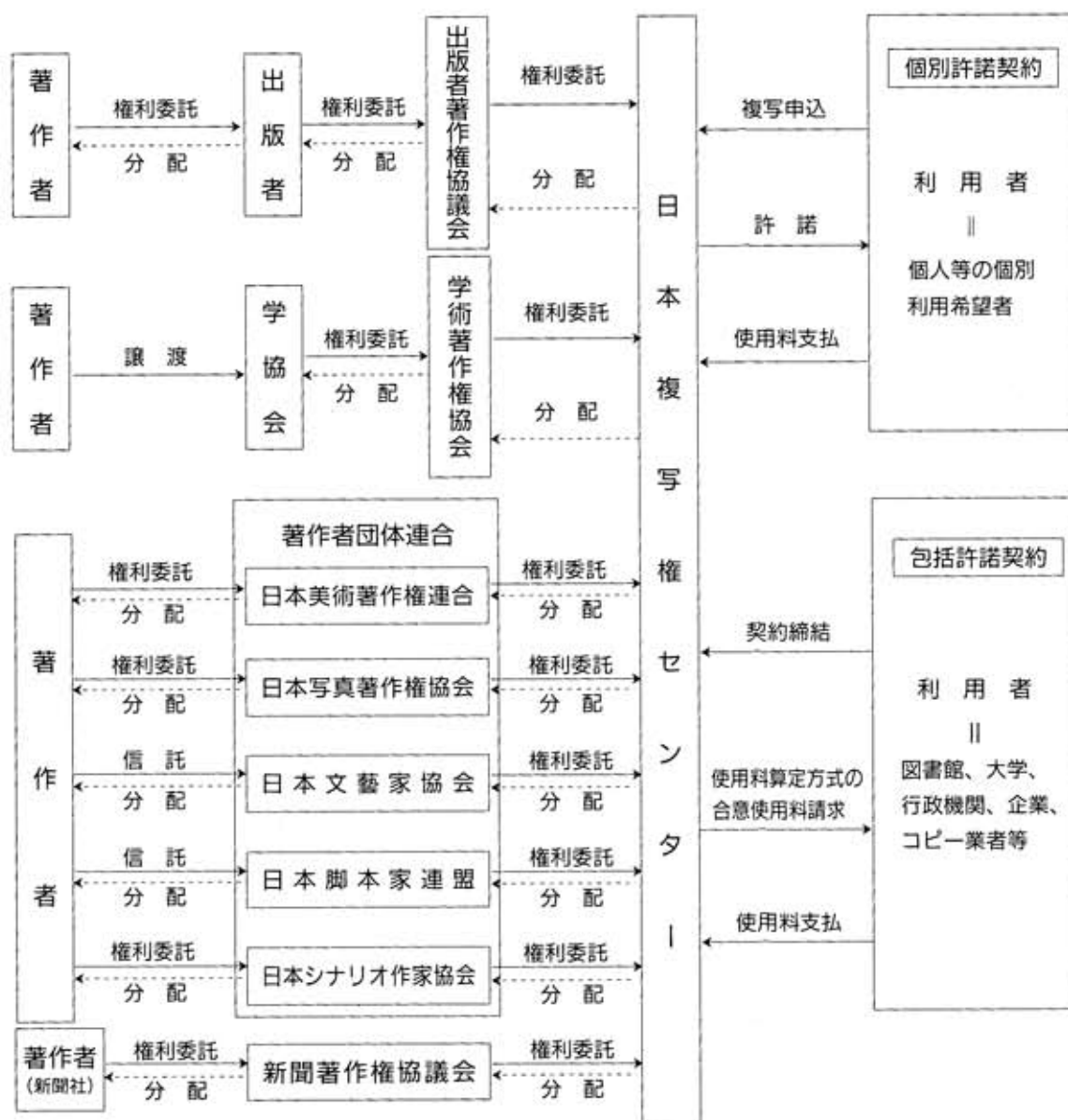
センターは、著作権者の持つ著作権のうち、複写等に係る権利行使の委託を受け、それを管理します。

利用者は、予めセンターとの間で締結した著作物複写利用許諾契約の下に複写等を行い、使用料規程に従って一定期間（個別許諾契約の場合は複写等の都度）ごとに使用料を支払います。

使用料は、センターから、センターを構成する各委託者団体を経由して著作者に分配されます。

こうした流れを図示すると、下図のようになります。

日本複写権センターと権利者・利用者との関係



●複写許諾の対象

複写の対象範囲は、出版物の小部分、少部数で、著作物の頒布を目的としない複写、頒布を目的とした複写及びその複写物の譲渡、ならびに著作物のファクシミリ送信で、当センターが管理の委託を受けた著作物が契約の対象となります。

新刊書の発行に伴い、センターへの権利委託件数は日々増加しております。すべての著作権者から委託を受けるのは容易ではありませんが、センターでは、委託件数を増やす努力を続けております。

なお、許諾契約については、いずれかの著作権者から異議の申し立てがあったときなどの、万一の問題発生の場合には、センターも協力して解決にあたることとしております。

●契約の種類・方式

1. 著作物の頒布を目的としない複写利用許諾契約には、「個別」と「包括」の二種があり、第2節（3）の定めに従って使用料を算出します。
- (1)「個別許諾」は、複写等をする際、そのつど個別許諾契約を行う必要があります。
- (2)「包括許諾」は、契約期間中、使用料規程に基づく複写等についてそのつど契約を結ぶ必要はなく、企業・団体等の複写実態に応じた契約といえます。
- 契約方式は、“実額”“定額調査”“簡易”の3方式があります。

利用者は、下記の4方式（個別1方式、包括3方式）の中のひとつを選び、センターと契約します。

個 別 許 諾		複写等を行う都度、センターから許諾を得、使用料を支払う方式。
包 括 許 諾	実 額 方 式	契約締結後、利用者は出版物の複写等の全記録を取り、一定期間ごとにセンターに報告し、使用料を支払う方式。 手続き等の内容が全員に徹底可能な利用者に向けた方式です。
	定額調査方式	当該企業等の数カ所（例、本社、工場、営業所等）で一定期間調査を行い、年間複写量を推計し、使用料を決定する方式。 調査にあたっては、利用者のご協力をいただくことになります。
	簡 易 方 式	企業等の複写等の実態にあった年間使用料計算式（従業員数、機器台数等を基礎とした4計算方法）の中のひとつを選び、予め年間使用料を決める方式。契約後は、記録・報告等の手続きを必要としない簡便さがあります。

2. 著作物の頒布を目的とした複写、譲渡に係る複写利用許諾契約には、「個別」と「包括」の二種があり、「使用料規程」第3節（3）の定める使用料を算出します。
3. 著作物のファクシミリ送信に係る複写利用許諾契約には「個別」と「包括」の二種があり、「使用料規程」第4節（3）の定めに従って使用料を算出します。

●契約の期間

コピーの都度許諾を得る必要のある「個別許諾契約」以外は、1年単位の年間契約としており、1年経過後は自動継続としております。

〔契約期間〕 包括許諾契約の場合すべて1年間単位とし、1年経過後は、契約当事者のいずれかからの特段の意思表示がない限り、自動継続されます。

個別許諾契約では、その都度、契約書を取り交わします。

●使用料の算出方法

著作物の頒布を目的としない複写の基本となる使用料は、1頁2円(消費税別)です。ただし、包括許諾契約簡易方式により契約される利用者は、従業員数や機器の台数により、年間使用料を算出していただくことになります。

〔個別許諾、包括許諾実額方式〕 複写したページ数、部数がはっきりしておりますので、この数に単価(2円)をかけたものが使用料となります。

〔包括許諾定額調査方式〕 サンプル調査から推計された複写等の量によって年間使用料を算出します。

〔包括許諾簡易方式〕 従業員数や機器台数により、年間使用料を算出します。下記の4つの計算方法から、各利用者の複写等実態に合わせてひとつを利用者が選択し、年間使用料を計算します。

包括許諾簡易方式の使用料計算方法

1. 利用者が合理的根拠に基づき複写実態調査を行い、推計複写量を自主申告し、センターと協議し年間使用料を決める。
2. 年間使用料＝全コピー機台数×2,500枚×2円
3. 年間使用料＝全従業員数×20枚×2円
4. 年間使用料＝(全従業員数×20円)＋(全コピー機台数×2,000円)

(注) 研究費対売上高比 5%以上の企業 3.が24枚 4.が24円で計算

1%未満 3.が16枚 4.が16円で計算

●契約方法と更新

利用者は、前記契約の種類・方式のうちから、ひとつを選び契約することができます。契約期間満了の際、事前に申し出ていただき、契約の種類・方式を変更し、次年度の契約を結ぶことができます。特別の変更申し出がない場合、契約は自動更新され、次年度以降は覚書交換により、使用料の修正を行います。

〔契約〕 利用者が選択された方式による契約書（2通）をセンターから利用者にお送りします。利用者は、当該契約書（2通）に、必要事項を記入し、記名捺印の上、センター宛に送付してください。センターでは1通を保管し、1通を返戻し契約は成立します。契約書の返戻時に当年度の請求書を同封いたします。

契約書式は、センター宛にご請求ください。

〔更新〕 契約次年度からは、契約内容に特別の変更がないかぎり、契約はそのまま継続し、センターからは「覚書」のみをお送りいたします。簡易方式の場合には、覚書により、当該年度分の従業員数または機器台数の異動をお知らせいただき、それに基づいて使用料の修正をすることになります。

●海外出版物の取扱い

各国の集中処理機構とセンターが協定を結び、海外出版物の複写の権利処理の取扱い窓口となります。

〔海外の処理機構〕 現在、30カ国に複写に関する処理機構（RRO=Reproduction Rights Organisation）があります。センターは、これらの機構と協定の締結を進行中です。この協定締結後は、わか国で海外の出版物からコピーされた分について、センターからの各国の機構を通じて各国の著作権者に分配され、逆に海外でわが国の著作物がコピーされた場合、センターを通して使用料の分配が行われます。

●著作権者への使用料の分配

センターの分配規程に基づき、手数料を控除後、委託者団体を通して分配を行います。

〔分配方法〕 センターが徴収した使用料は、3ページの図の通り、センターを構成する委託者団体を經由し、著作権者に分配されます。この際、センターは業務に要する費用として使用料の30%を限度として、手数料を控除します。分配規程では、当年度の末までに前年度徴収額につき、分配を行うことにしております。

〔分配のための実態調査〕 個別許諾や包括許諾実額方式の場合には、使用された著作物が明確であり、分配には問題ありません。しかし、それ以外の包括許諾契約の場合、どの著作者のものが利用されたのかを明らかにすることは困難であり、分配のための資料が必要となります。そのため、包括許諾契約・簡易方式の契約書第5条（複写実態調査）に基づき、業種別等にいくつかの企業のご協力を得て実態調査を行って資料を作成し、これに基づいて分配を行います。

●おわりに

一般的には著作権に対する理解が深まってきたと思われますが、著作権者の権利を無意識のうちに侵害してしまうケースがよく見掛けられます。

複写等の多くは内部的に行われ、外からは実態を把握しにくいものですから利用される方々のご理解とご協力がなければ、なかなか適正なものとはなりません。

社団法人日本複写権センターは、複写等に関して著作権者の持つ権利を広く集め、著作権者と複写等利用者の間に立って、比較的簡単な方法（契約）によって、合理的な使用料で合法的に複写等が行えるようにするために設立されました。

現在センターは、権利委託をする著作権者と契約を締結する利用者の双方に代わって、著作権者の権利を護り、利用者の便宜を図るための努力を行っております。

利用者の皆様、著作物の複写等を行われるときは、日本複写権センターと複写利用許諾契約を締結していただくようお願い申し上げます。

連絡お問い合わせは、下記事務局宛にお願いいたします。

日本複写権センターの概要

社団法人 日本複写権センター

Japan Reprographic Rights Center (J R R C)

〒107-0061 東京都港区北青山3-3-7 第一青山ビル3階

☎03-3401-2382 Fax 03-3401-2386 URL: <http://www.jrrc.or.jp>

設立年月日 平成3(1991)年9月30日

(社団法人許可 平成10(1998)年10月1日)

(著作権等管理事業者登録 平成13(2001)年11月14日)

(指定著作権等管理事業者指定 平成14(2002)年3月7日)

目 的 日本複写権センターは、著作権者の複写等に係る権利等を集中的に管理し、利用者から複写使用料を徴収して著作権者に分配するという集中的な権利処理を行うことにより、許諾に係る困難さや不便さを解消し、著作権の保護と著作物の適正な利用を実現すること。

会員団体 著作者団体連合(理事長 坂上 弘)

(2006年8月現在)

〒106-0032 東京都港区六本木6-5-17 日本脚本家連盟内 ☎03(3401)2304

学術著作権協会(会長 齋藤 毅) URL:<http://www.jaacc.jp/>

〒107-0052 東京都港区赤坂9-6-41 ☎03-3475-5618

出版者著作権協議会(会長 金原 優)

〒162-0828 東京都新宿区袋町6番地 日本出版会館内 ☎03-3268-1301

新聞著作権協議会(会長 朝比名 豊)

〒100-0011 東京都千代田内幸町2-2-1 日本プレスセンタービル7F ☎03-3591-4422